

# 主管権譲渡規程

## 第1条〔趣旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第39条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

## 第2条〔主管権の譲渡〕

- (1) Bクラブは、Bリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県バスケットボール協会に対し譲渡することができる。
- (2) 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県バスケットボール協会が負担する。
- (3) Bクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Bリーグ規約」に定めるBクラブの義務を免れるものではない。

## 第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県バスケットボール協会は、Bリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

## 第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- ① 主管権を譲渡しようとするBクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県バスケットボール協会との連名にて、Bリーグに対し所定の申請書（様式1）により申請する
- ② Bリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のBクラブに通知する

## 第5条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくB1の主管権の譲渡の対価は、金200万円/試合（消費税を含まない）以上とし、B2の主管権の譲渡の対価は、金100万円/試合（消費税を含まない）以上とする。

## 第6条〔公衆送信権および送信可能化権〕

譲渡試合の公衆送信権および送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信または送信可能化を行う権利を含む）は、す

べてBリーグに帰属する。

#### 第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Bリーグ規約」および各「試合実施要項」の定めるところによる。

#### 第8条〔改正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第9条〔施行〕

本規程は、平成27年12月2日から施行する。

#### 〔制定〕

平成27年12月2日